

学科・専攻名

法学科

**教育課程・学習成果の検証**

1. 学科・専攻の「開講科目数（必修・選択必修・その他）」「非常勤講師比率」「学生の入学から卒業までの平均受講科目数」等のデータを参考に、学生の受講科目数に対して開講科目数は適切か、非常勤講師比率は適切か、学生にとって体系的な科目編成となっているか等を検証

**【検証結果（全体概要）】**

2019 年度の非常勤講師率は 21.15%と低く、2020 年度は必修科目教員の長期休暇のため例外的な運用となっているが、原則的には必修科目は全て専任教員が担当する体制が整っている。平均受講科目数が他学科よりも少ないのに対して開講科目数が必修・選択ともに比較的多いが、他大学以上に先端的な科目を取り入れてカリキュラムを充実させていること、徹底した少人数教育により学生の質の底上げを図っていることの現れであり、適切なものといえる。

また本学科では、もともと 1 年次で法学・政治学の基礎的知識を身につけるとともに、法律専門科目の学びを始め、2 年次では、その学びを深めつつ、少人数の演習式の学びにより主体的に調査し考える力を養い、3 年次では、各分野の専門知識とリーガル・マインドを修得するための学びをさらに深めるとともに、事例研究を通じた本格的な演習により、批判的思考力や課題発見力、課題解決力を身につけ、4 年次にかけて卒業研究を目指すという体系的な編成をしていた。しかし、学生からは、資格取得につながる科目を学びたいという意見や、もっと早い段階で専門科目を学びたいという意見も挙げられていたため、2019 年度からは、公務員や法学検定等の各種試験等を念頭においた実践的科目も取り入れつつ、1 年生前期から憲法・民法・刑法という主要科目を履修させる等、カリキュラムの開講時期を全体に早めて、学習意欲の高い学生に対してより体系的な学びを提供できる新カリキュラムを実施している。

もっとも、実際に新カリキュラムを実施する中で、若干見直しが必要など出てきているので、今後はその課題を具体的に抽出しつつ、さらなる改善策を検討する必要があるだろう。

**【成果および向上施策】※無い場合は「特筆すべき事項なし」と記入。**

2019 年度から、公務員や法学検定等の各種試験を念頭においた、より主体的・実践的な学習に初年次から取り組むことができる新カリキュラムを実施した。またこの新カリキュラムのもとで、1 回生前期の段階から専門科目を本格的に学ぶことができるようになり、学習意欲の高い学生に対してより体系的な学びを提供できるようになった。

**【課題および改善施策】※無い場合は「特筆すべき事項なし」と記入。**

特筆すべき事項なし。

2. 「卒業時アンケート」「PROG（ジェネリックスキルテスト）結果」「学修行動比較調査」「進路・就職状況」「免許・資格取得状況」「休学・退学・留年数」「授業アンケート結果」等のデータを参考に、学科・専攻の教育について、効果が挙げられている点、改善すべき点を検証

**【検証結果（全体概要）】**

「授業アンケート」でみると、授業の内容・方法については学生の満足度が高く、特に、2019 年度後期は、92.4%の学生がおおむね満足していると答えている。授業を通して興味・関心が高まったとする学生の割合も、2019 年度前期は 75.2%、前年度は 77%であったが、2019 年度後期は 87.5%と大きく増加している。もともと本学科の教員は、各自が熱意をもって工夫しながら授業を進めているところではあるが、学生との信頼関係がないと空回りすることもある。前期はそれが悪い形でアンケートに現れていたが、学生にとってのより良い学びについて学生と教員が共に考

える意見交換の機会等を通じて、学生側に教員の真摯な姿勢が伝わったことが、後期の高い評価にもつながったものであろう。「卒業時アンケート」や「学修行動比較調査」でも、授業の質と教員の対応については満足度が高い。「PROG 結果」で見ると、本学科の学生はどの力も入学時より伸びており、特に、問題の本質を見極める力、建設的な討論をする力などが大きく成長しているのは、まさしく法学学修の成果といえよう。

「学修行動比較調査」では、キャリアを考えるために役立つ授業や情報・機会の提供が他学科よりも低く評価されている。この点については、本学科では、学問分野の性質上、目に見える学修成果が得にくいことが従来の課題であったため、学生たちが体系を意識しながら学修することができ、かつ卒業後のキャリア形成をより強力に支援することのできるカリキュラムを検討し、公務員等各種試験を目指す学生の学力向上を目的とした科目群を新たに設置するなどして、2019年4月から実施を始めたところである。すでにその成果は、2019年度は宅建の合格者が6名、法学検定のエクセレント合格者が2名といった結果にも現れており、次年度以降のアンケートにも反映されるはずである。

もっとも、いずれの調査・アンケートにおいても、授業外での学習時間が少ないという結果が示されていることについては今後の課題である。本学科では、学内で初めてピア・サポーター制度を創設し、新入生オリエンテーションや履修相談会、試験前の勉強会など、学生同士が学習を支え合い、お互いを高めることのできる環境を整えたところでもあるので、その組織とも連携しながら、学生の主体的な学習をより促すための工夫を検討する。

**【成果および向上施策】 ※無い場合は「特筆すべき事項なし」と記入。**

「PROG の結果」で見ると、本学科の学生はどの力も入学時より伸びており、特に、問題の本質を見極める力、建設的な討論をする力などが大きく成長している

**【課題および改善施策】 ※無い場合は「特筆すべき事項なし」と記入。**

授業外での学習時間が少ないことについて、学生の主体的学習を促す方法を検討する必要がある。

**3. 学科・専攻として、教育の質向上・改善に向けた組織的な取り組み（FD）をおこなっているか。おこなっている場合、それはどのような内容か、どのような課題認識に基づくものか。**

**【検証結果（全体概要）】**

本学科では、全学及び学科で実施されるFD講演会、FD研修会、FD交流会、授業の公開と参観についても教授会等で積極的な参加を促している。

また、学生と教員との意見交換の場を2度設けた。まず、2019年度7月の法学部自治会との交流会では、全学生からの教員に対する要望や意見等を取りまとめたものを基に、学科としてすぐに対応すべきこと、できることとできないこと、教育上すべきでないこと等について率直に意見を出し合った。教員にとっては個々の良い取り組みについての情報交換の場ともなり、また、議論の結果を学生にも公表することにより、教員と学生との信頼関係を高めることにも役立った。12月のピア・サポーターとの交流会では、22名の学生と10名の教員とで、初年次教育のあり方や、そこに上回生がサポートとして参加する方法、学生間の助け合いのあり方と意欲のない学生を引き上げるための工夫などについて議論を行った。もともと意欲の高い学生とそうでない学生、どちらに焦点をあわせるかはどの教員も悩むところであるので、その両方の本音を知る学生との意見交換の場は、両方のニーズを踏まえながら、学科として適切な教育を施すためにどうすべきかを考える良い機会となった。

その他、教育活動に対する学生の満足度などについて、「授業アンケート」や「学生生活実態調査」などを基に、学科会議で議論をしている。2019年度は特定の科目について、学生側から問題の指摘があった。アンケートの結果についての評価は慎重に行うべきものではあるが、改善すべきところがあるかないかを確認し、仮に改善すべきところがある場合はその方法を考える必要があるため、点検作業を行った。

**【成果および向上施策】 ※無い場合は「特筆すべき事項なし」と記入。**

学生と教員とで直接意見を交換し合う機会を 2 度設けた。

**【課題および改善施策】 ※無い場合は「特筆すべき事項なし」と記入。**

学生から問題を指摘されたところもあったが、アンケート等の結果については慎重に評価すべきところもあるので、今後は課題の確認の仕方や点検の仕方、改善策の示し方などについても考えておく必要がある。

**4. 教員組織の編成（採用・昇任等）にあたって、職位構成および年齢構成のバランスに配慮した編成をおこなっているか。また、カリキュラムに基づく教員組織となっているか。**

**【検証結果（全体概要）】**

本学科の 2019 年度 4 月における専任教員は 15 名、60 代が 2 名、50 代が 7 名、40 代が 3 名、30 代以下が 3 名、教授が 9 名、准教授が 6 名という年齢構成だった。2020 年 3 月に 30 代の准教授 1 名が退職することとなったが、2020 年 4 月に教授 1 名と准教授 1 名を採用し、また准教授のうち 2 名が教授に昇進した。結果として、2020 年 4 月時点では、全体が 16 名、60 代が 3 名、50 代が 7 名、40 代が 4 名、30 代が 2 名、教授が 12 名、准教授が 4 名という構成になった。教授の割合が比較的高いものの、年齢構成としては適正なものとなっている。

専任教員には、憲法、民法、刑法などの基幹法律科目を専門とする教員のみならず、基礎法学の分野や、国際人権法、国際私法、国際政治学を専門とする教員がバランス良く配置されており、またその中にはジェンダー分野を研究する女性教員が 2 名含まれている。

男女比では、2019 年度 4 月には男性 6 名に対して女性 9 名であったが、2020 年度 4 月からは男性 6 名に対して女性 10 名（女性率 63%）となり、日本の女子大学で唯一の法学部としての教育目標に適した構成となっている。

**【成果および向上施策】 ※無い場合は「特筆すべき事項なし」と記入。**

特筆すべき事項なし

**【課題および改善施策】 ※無い場合は「特筆すべき事項なし」と記入。**

特筆すべき事項なし